

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	担当室課	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由等	異議申立日 異議申立番号	異議申立ての理由等
1	平成26年7月16日 (平成26年度請求 受付番号第623号)	「不就学」禁止の元で、「不就学」 作り、又、その後「編入学」手続きの 処理を行うのを法律上可能分かるもの を求める。(「被告A市」が、2回目の 退学は、B市の法的責任答弁有)	市町村教育 室小中学校 課	平成26年7月29日付け 教委小中第1977号	不存在 非公開	市町村が行う就学事務に関して、「就学事務 の手引き」(平成5年3月大阪府教育委員会発 行)により原則的な考え方や手続き等を示して いるが、今回請求の行政文書は作成または取 得していないことから不存在のため、管理して いない。	平成26年8月18日 平成26年度第11号	処分の取り消しを求め、「事実」とうりの法律可 規定求める。 「業務の支障」認識まで言われる愚弄される 始末。(C会長答申「広聴」件)H22.4/23・6/22 の事態や、それ以前からの「府民の声」無視続 け、「不」決定許されず。(「ヘイトクライム」事件示 す。
2	平成26年8月25日 (平成26年度請求 受付番号第832号)	苦情と争う職員(D・E・F)の免責・ 免除※在日コリアン4世不就学問題 を偽証続け、「外国人には、就学義 務無い」法令返す口上再三(3名職 員) 上記の請求「事実関係」※は、 府民を騙し続けた3名。「ヘイトクライ ム」の苦情を争う(リ)職員は、D職員 が、D校長就任中から、「不就学」禁 止承知。「学事」は、法令上「不就学」 禁止承知。「学校事務の手引き」	教育総務企 画課	平成26年9月4日付け 教委総第2350号	不存在 非公開	本件請求の趣旨は、府民からの苦情を解決し ようとする3名の職員が存在することから、職 員の地方公務員法上の責任を免責・免除され、 分限処分や懲戒処分を受けなくて済むことが 明確にわかる根拠となるものを求めるものであ ると、情報公開課から確認した。 本件請求に係る行政文書を作成又は取得し ていないため管理していない。	平成26年10月15日 平成26年度第30号	「政府官報号外第135号」(S40.12/18)・「文 初財第464号」・「文初中第371号」(S30. 9/30) 「人種差別撤廃条約」子ども権利条約」の憲 法第98条2項違憲。処分を取り消し、公務中「発 言」する府民対応の適宜対応を的確・適切・適 正を具体的に示すもの求める。 「人格権」憲法第13条・「幸福権」憲法第14条 の違憲行為。職員処分無く、的確かの様な扱い から、D校長誕生。「子どもの人権」無視する者 には校長業務不可能。(誰にでも、同様同一す る)※一事が万事の如く！※教委小中第3409号 「不」件(H26. 3/20)
3	平成26年9月5日 (平成26年度請求 受付番号第888号)	H26.9/5D・F職員の「職務上、適 切に対応している」根拠を求める。	教育総務企 画課 市町村教育 室小中学校 課	平成26年9月19日付け 教委小中第2307号	不存在 非公開	本件請求の趣旨は、上記請求者からの行政 文書の公開請求に対し、「文初中第371号」「文 初財第464号」等公開決定したもの、及び「教委 小中第3493号」「教委小中第1977号」等不存在 による非公開決定したものから、上記請求の行 政文書の特定を求めるものと、確認した。 これまで公開決定を行った文書中には、本件 請求の趣旨に該当する行政文書は存在しない ため。	平成26年10月15日 平成26年度第31号	同上
4	平成26年9月8日 (平成26年度請求 受付番号第902号)	H26. 9/5「G・H」職員の「適切」根 拠は、H22.4/23の録音・11/8「団体 応接」録音等より、広職HP「外国人 は、就学義務無い為、義務教育中の 公立校退学可能」説明する根拠「文 初財第464号」(応接)であるが、① 「適切」示すもの。 又、G職員は、「自己的人権」主張 の為、公務中、②「人権」認めるもの を求める。憲法第15条、地公法第30条 「全体的奉仕者」務める公務員は、 義務有るが、府民へ「人権」言えば、 府民はG」に何の義務有る？尚、「A 市」裁判をG職員は府教委裁判と誤 解する発言多々有。	市町村教育 室小中学校 課	平成26年9月22日付け 教委小中第2308号	公開	(公開することと決定した行政文書) 上記行政文書の公開請求のうち①について 「就学事務の手引き」(10訂版)大阪府教育委 員会指導第二課72ページ	平成26年10月15日 平成26年度第32号	同上
5	同上	同上	教育総務企 画課	平成26年9月22日付け 教委総第2479号	不存在 非公開	上記行政文書の公開請求のうち②について は、本件請求に係る行政文書を作成又は取得 していないため管理していない。	平成26年10月15日 平成26年度第33号	同上
6	平成26年10月29日 (平成26年度請求 受付番号第1154 号)	教委小中第2308号「公」件は、D職 員行為(H17～21)の不就学問題解 決せず、政府官報号外第135号(S. 40. 12/18)引き継ぐ、文初財第464号 (S40. 12/28)より、「同等扱いする」法 令反す不平等扱したH14. 9/2～現 在続行中は、教委小中第1977号 「不」件(H26. 7/29)での不適切行為 (D)明白とし、違反行為否認出来る もの求める。	市町村教育 室小中学校 課	平成26年11月10日付 け 教委小中第2657号	不存在 非公開	本件請求に係る行政文書については、作成し ていないため管理していない。	平成26年12月11日 平成26年度第61号	(私の子どもの人生変えたD行為である。) 「D職員処分欠く」「I職員処分欠く」平成17年 度の解決可能を著しく不利な事態の不利益基 づく、損害を職員D問題「不就学」是認事態か ら、在日コリアン4世学籍排除理由要す。 「校長に転任するD職員」I職員共謀行為。職 員が、「的確な説明欠いた」処分不要理由不 明。H22.4/23.6/22の合同テーブル上、私は、 在日コリアン4世不就学裁判の被告A市「B市教 委が、不就学作る」答弁有。